

事務連絡  
令和3年1月14日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する  
省令（仮称）案の案文案（現時点版）の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

令和3年度介護報酬改定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「居宅基準等」という。）の改正に伴い、条例改正を要する場合があることを踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案の案文案（現時点版）の送付について」（令和3年1月6日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、居宅基準等の改正に関して、事務的に整理している現時点版の案文案を送付させていただきました。

昨日の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、居宅基準等の改正案に係る答申等を得られたため、現在、1月下旬頃の公布に向けた手続を進めているところです。

今般、1月6日以降の精査により追加修正された部分を含む案文案を送付させていただきます。取扱いにつきましては、特段のご理解とご配慮を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。公布された際に、改めてご案内致します。

（第198回社会保障審議会介護給付費分科会）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15884.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15884.html)